

尼崎市児童相談所について

つなぐつながる
うごきだす

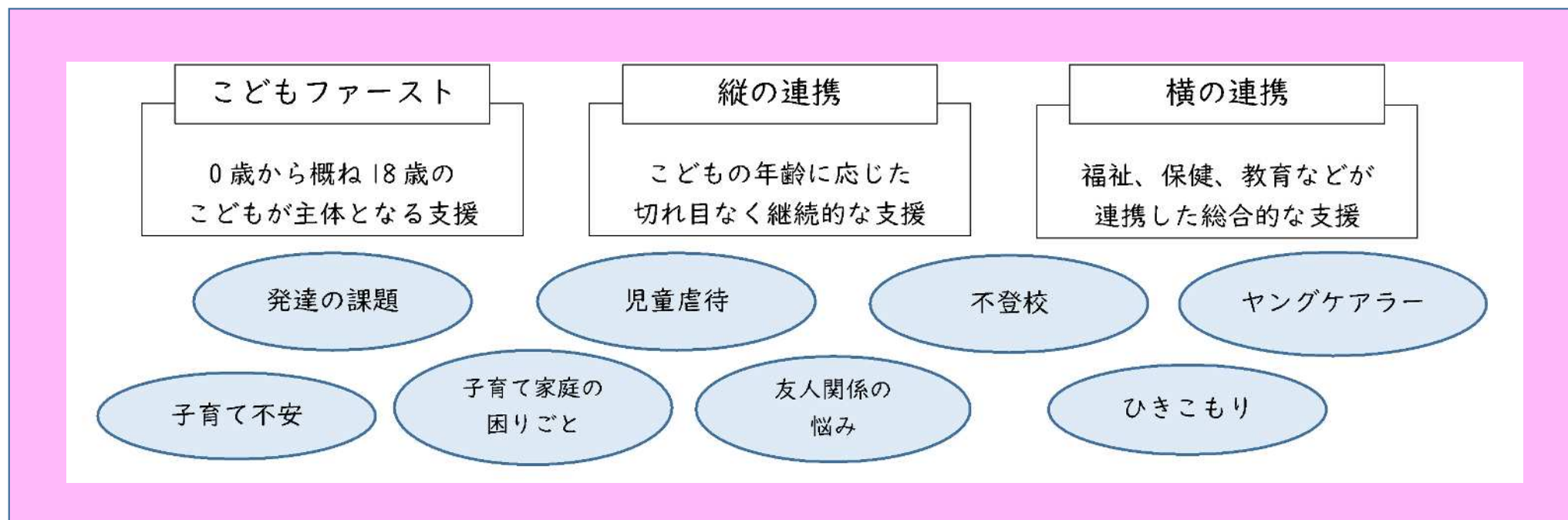


令和8年3月9日（月）



令和元年10月

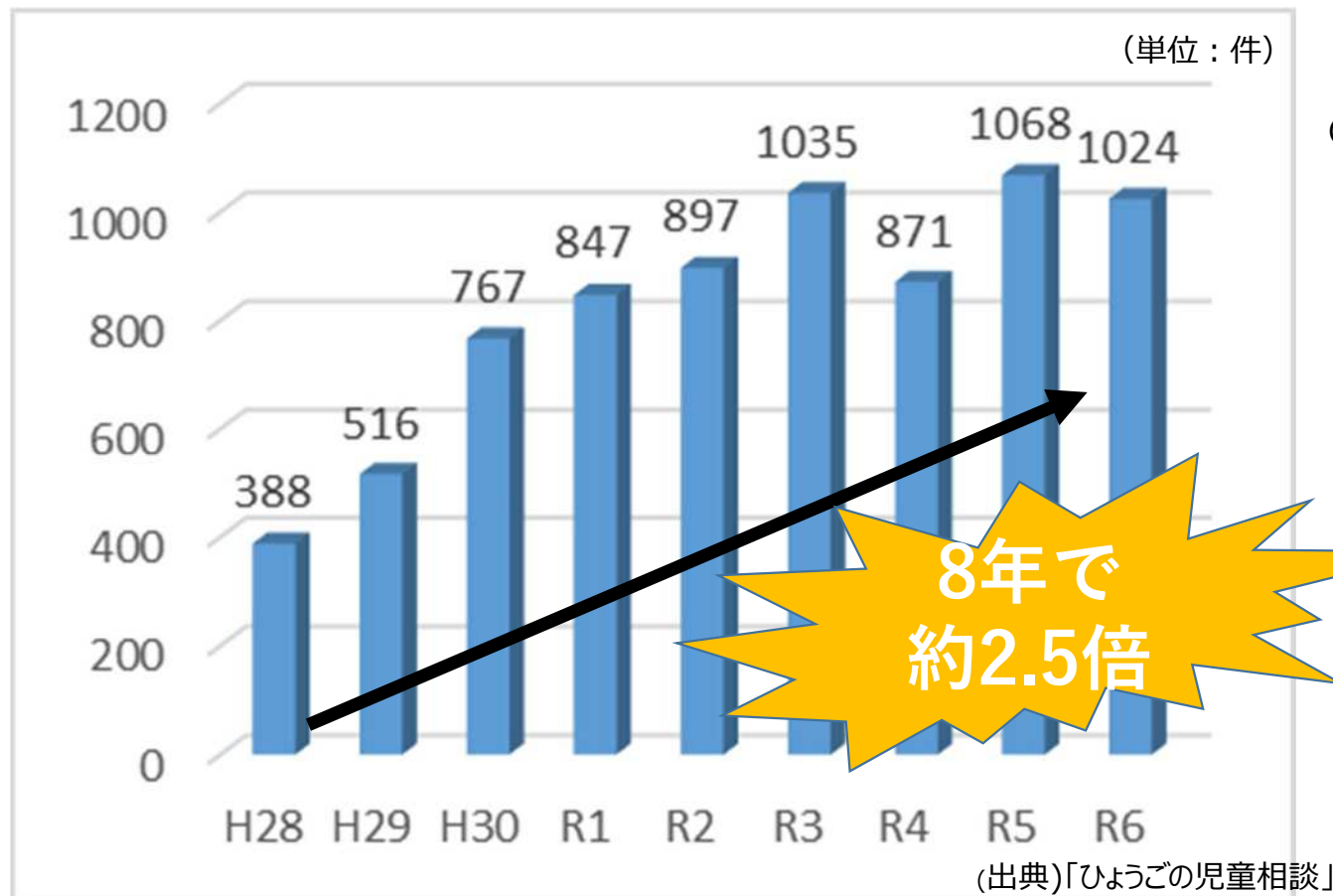
「子どもの育ち支援センター いくしあ」が開設



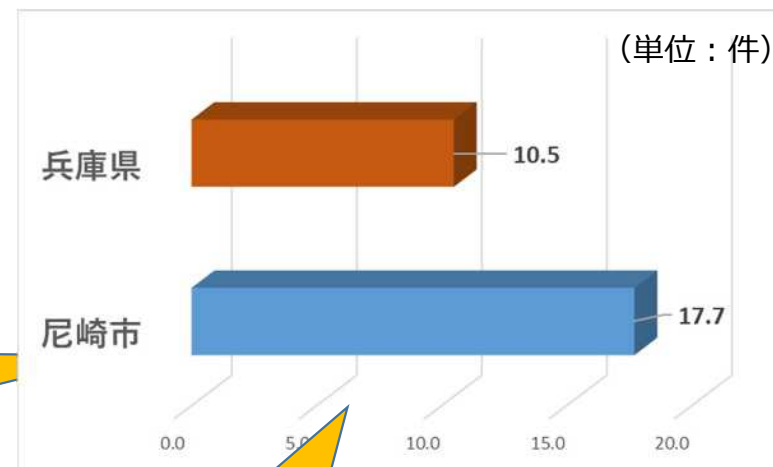
⇒ 予防的アプローチに重点を置いた支援を推進



○ 児童相談所における尼崎市の児童虐待相談受付件数



○ 令和6年度 児童人口1,000人あたりの児童虐待相談受付件数



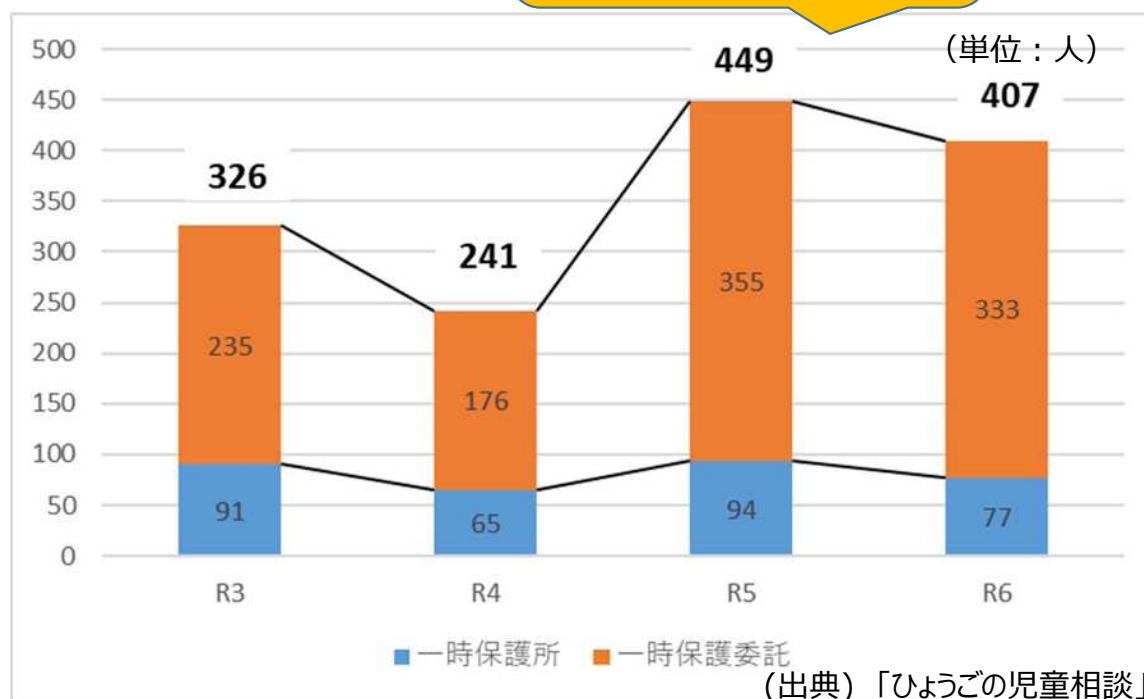
(出典)「ひょうごの児童相談」

兵庫県より多い！



○一時保護の状況

R5、R6は
一時保護件数が増加



○社会的養護の状況(令和7年3月31日時点)



約200人のこどもが
社会的養護下に！

(出典) 「ひょうごの児童相談」



令和8年4月1日尼崎市児童相談所を開設します！

基本理念

「子どもファーストな視点に立った予防から自立まで一貫した支援の実現」



いくしあ本館



所在地

〒661-0974
尼崎市若王寺2丁目18番7号
あまがさき・ひと咲きプラザ内

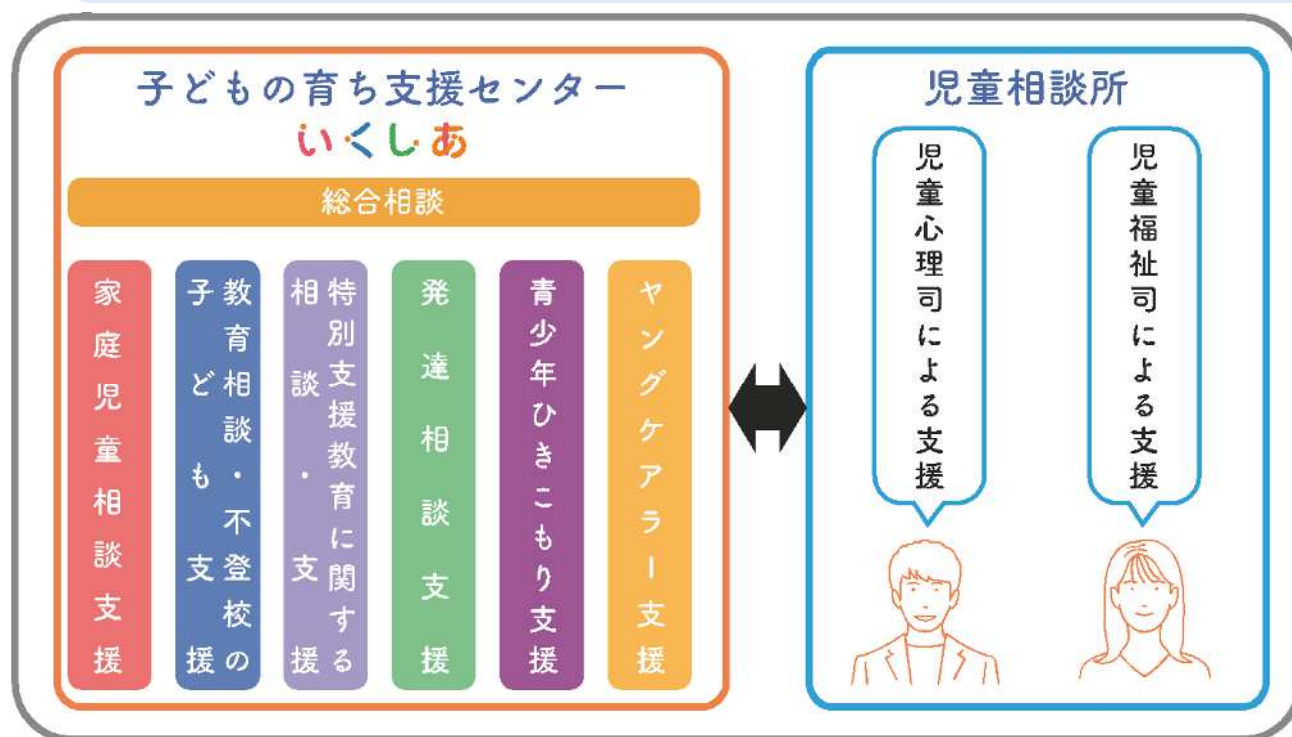


いくしあ新館



○ いくしあと児童相談所の一体的な運営について

市町村の家庭児童相談機能である「いくしあ」と「尼崎市児童相談所」が一体的に運営することにより、こどもと家庭に関する相談に切れ目のない一貫した支援を実施します。



☺ いくしあと児童相談所が合同で会議（合同受理会議、合同支援方針会議）をし、共通の方針で支援を実施する。

☺ 課・係の枠組みを超えた支援チームが支援を実施する。



○ 里親等の委託推進について (令和7年3月31日時点)



令和8年度からは、「尼崎地区里親会」と「里親支援センター」と「尼崎市児童相談所」の3者で連携しながら里親支援を推進します！！

里親委託に係る尼崎市の取組

【里親支援センターの設置】

里親支援事業等を包括的に実施する
里親支援センターを設置します！！

【里親ショートステイの実施】

令和6年7月から、子育て家庭ショートステイ事業を拡充し、**里親宅でもショートステイ児童の受入れを実施しています！！**





一時的にこどもを保護するための施設である「一時保護所」を開設します。



こどもの権利擁護に係る環境整備に取り組みます。

- ① こどもの意見を尊重する
こどもアドボカシー推進事業、こども会議、意見箱の設置
- ② こどもの学習の機会の保障
在籍校への通学支援、一人ひとりの特性やニーズに応じた個別学習
- ③ こどもが安心して生活できる環境作り
一人ひとりの状況に応じた個別支援、プライベートスペースの確保、安心して生活できる生活支援







- ☺ こどもやその家庭が孤立することなく、できるだけ早期に支援につながることを重要であり、児童虐待にいたるまでの**予防的な支援（川上の支援）を充実**させる取組を推進します。
- ☺ 大人もこどもも大切にしてもらえる、**子育てにやさしい社会**を、作っていきたいと考えており、そのため、いくしあ・児童相談所の専門職が支援者間の連携のコーディネーターとなり、関係機関、支援者のみなさんと社会全体でこどもの育ちを支えることができる体制の構築を目指します。





つなぐつながる
うごきだす

